

「横浜市母子保健法施行細則」の一部改正について（概要）

1 趣旨

母子保健システムが標準準拠システムに移行されることに伴い、「横浜市母子保健法施行細則（昭和42年4月19日規則第38号）について、一部改正を予定しております。

2 改正の概要

- (1) 母子保健システムが標準準拠システムに移行されることに伴い、母子保健に関する様式について修正し、一部の様式については母子保健法施行細則から削除します（第11条～第48条、第63条）。
- (2) 養育医療に関する様式について、母子保健法施行細則から削除します（第53条～第60条）。
- (3) その他文言整理を行います。

3 新旧対照

別紙参照

4 施行予定

令和8年4月1日（予定）

5 その他

本改正案は確定したものではありません。意見公募等の結果により修正や見直しを行う場合があります。